千葉市告示第９１１号

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第６条第１項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第２項の規定により告示します。（指定番号　指－８０）

令和８年１１月１０日

千葉市長　神　谷　俊　一

１　指定区域

千葉市若葉区千城台東二丁目２４番１０の一部（別図１、２のとおり）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

３　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第２項の基準に適合していない特定有害物質の種類

該当なし

４　当該要措置区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

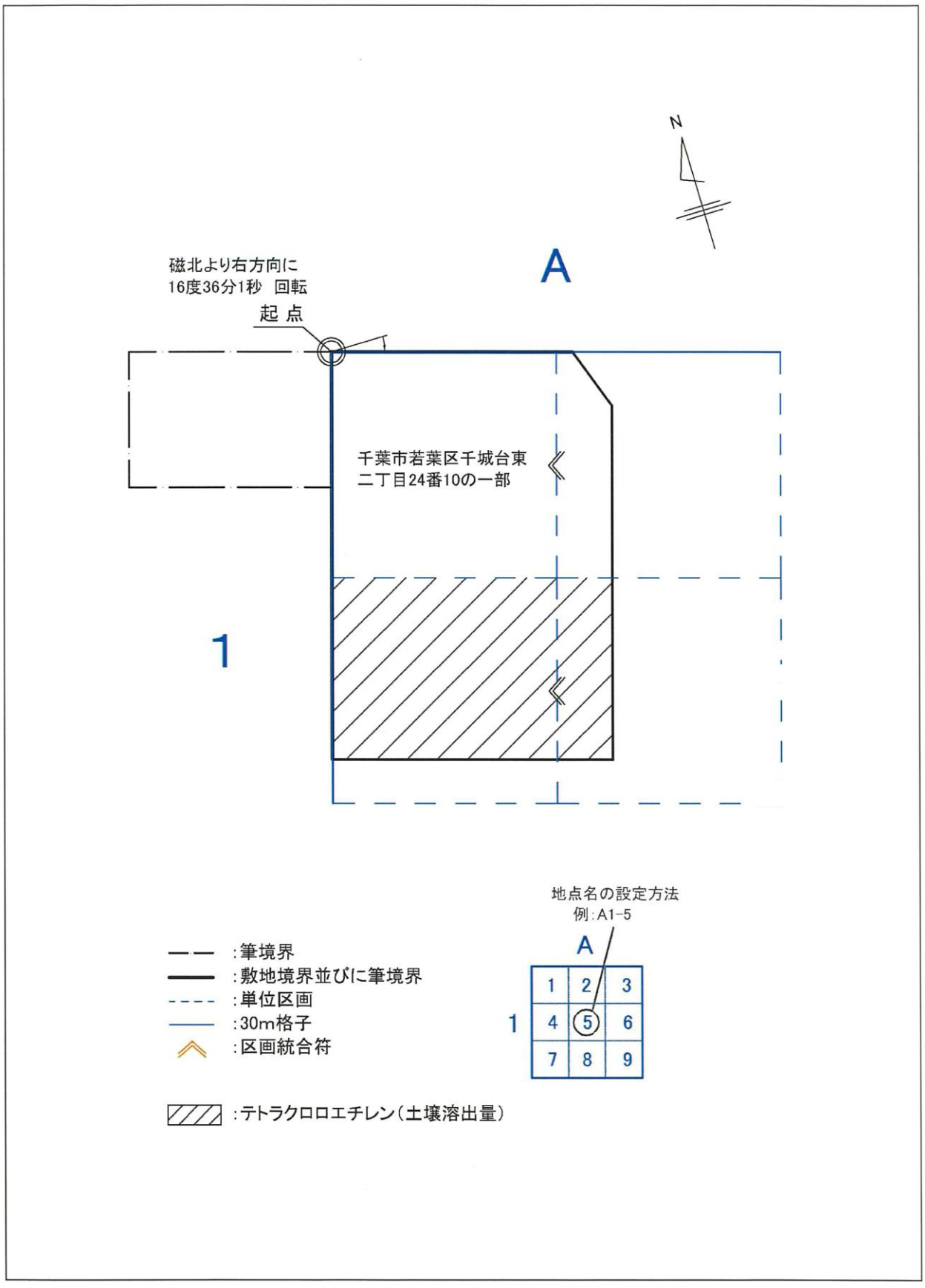
別図１



：調査対象地

（「地理院地図 Globe」出典）

別図２


N
A
磁北より右方向に
16度36分1秒　回転
起 点
千葉市若葉区千城台東
二丁目24番10の一部
1
:筆境界
:敷地境界並びに筆境界
:単位区画
:30m格子
:区画統合符
:テトラクロロエチレン（土壌溶出量）
地点名の設定方法
例：A1-5
A
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9